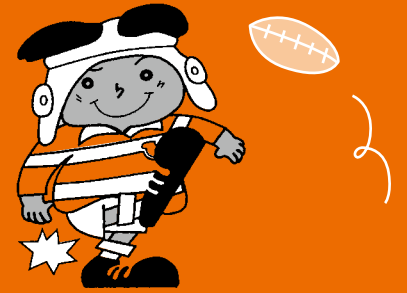


消費生活センターだより 暮らしのスクラム



高齢者の消費者被害が増えています！

高齢者のお金がねらわれています！

特に認知症などで判断不十分になっている高齢者がターゲットになりやすく、トラブルに遭っている意識が薄いため、被害者の発見が遅れてしまいます。



●事例1●

「注文を受けていた健康食品を送ります」という電話がかかってきた。

全く心当たりがなかったので、「頼んでいない」と断ったところ、「自分で注文しておいて、それは通用しない。裁判するぞ！」などと強い口調で言われ怖い思いをした。

(相談者 70歳代 女性)



●事例2●

「大手菓子メーカーの社屋が近所に建築される。市民の方に社債購入の権利があり、あなたが抽選で選ばれた」と、大手証券会社を名乗って電話があった。

「すでに、あなた名義で、数千万円の契約をした。あなたから菓子メーカーに連絡するように」と言われたが、話がおかしいと思ったので電話を切った。

(相談者 80歳代 男性)

アドバイス

- (1) 日頃から高齢者本人の家での様子や言動に変化や不審な点がないかを注意しましょう。
- (2) 変化に気づいたら高齢者本人に声をかけ、いきさつなどを確認しましょう。
- (3) トラブルや被害にあっているときは、すぐに消費生活センターに相談してください。

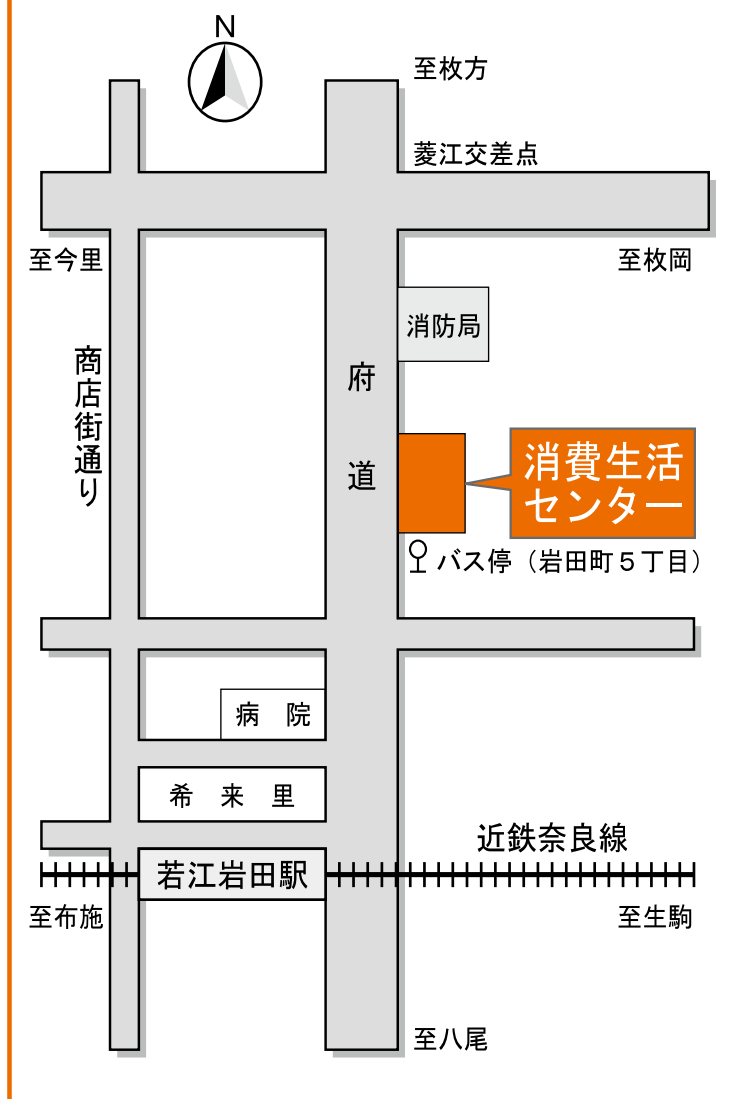


発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約
してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

表面もご覧ください！